

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）
（水資源開発公団営）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること
3．事業による効果が十分見込まれること。	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、地域の特性を踏まえ、環境との調和に配慮したものであること
6．事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）
（水資源開発公団営）

【評価事項】

評価の内容	判定基準
<p>達成目標</p> <p>I 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。</p>	<p>次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。</p> <p>I 用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増。</p> <p>II 畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上。</p> <p>III 排水改良による乾田(畑)化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上。</p> <p>IV 関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減。</p> <p>V 作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化。</p>
<p>II 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件整備を行う必要がある。</p>	<p>当該事業を契機として、ほ場整備事業等による基盤整備とあわせ農地の集積等の地域農業の構造改善のための施策が実施されること。</p>
<p>III 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p>	<p>地域の農業振興計画と当該事業の営農計画における整合性が図られている、または、市町村等地域の農業振興計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。</p>
<p>IV 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>I 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。</p> <p>II またはその見込みがある。</p> <p>III 対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。</p>

評価の内容		判 定 基 準
事業 内 容	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	共同事業化，共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。
	III 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。	既得水利権量の見直しを図る等水利秩序の形成・再編を行い水資源の有効活用が図られること。
	IV 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を行うものであること。	次のいずれかに該当し、事業の実施により防止解消できるもの。 I 老朽化により維持管理費が高んでいる。 II 老朽化により通水阻害等機能低下が生じている。 III 老朽化により農業災害が発生しているまたはその恐れがある。
	V 一般被害等の軽減にも寄与するものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。
事業 実 施 の 優 先 性 ・ 緊 急 性	I 地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び土地改良区の総代会の議決等。

評価の内容	判 定 基 準
III 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
IV 関連する他事業との調整が図られている。	同左
V 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること
3．事業による効果が十分見込まれること。	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、地域の特性を踏まえ、環境との調和に配慮したものであること
6．事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【評価事項】

評価の内容		判定基準
達成目標	I 作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減を図る。	作物・農地等において洪水等の被害が発生していること。
	II 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上を図る。	次のいずれかに該当し、用水安定供給または排水の回復による等営農展開が可能となり生産性の維持・向上が図られると見込まれること。 I 水質汚濁の解消による単収増や品質向上等の生産性の向上。 II 地域排水機能の回復，特殊土壌での排水改良による生産性の向上。 III 地盤沈下により低下した通水能力を回復することにより生産性の維持。 IV 基幹施設，ため池等の機能回復を行う地区で用水の安定供給、排水能力の回復を図り地域農業の生産性の維持を図る。
	III 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 I 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 II またはその見込みがある。 III 対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。

評価の内容		判 定 基 準
事業 内 容	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	共同事業化，共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。
	III 地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。	同左
	IV 一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。
事業 実 施 の 優 先 性 ・ 緊 急 性	I 周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	同左
	II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び土地改良区の総代会の議決等。
	III 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。
	IV 地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	V 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	VI 関連する他事業との調整が図られている。	同左

チェックリスト判定基準表（緑資源公団営 農用地総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であること
3．事業による効果が十分見込まれること。	費用便益比 1 . 0
4．農家負担の可能性が十分であること。	所得償還率 0 . 4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、地域の特性を踏まえ、環境との調和に配慮したものであること
6．事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が8年を超えないこと

チェックリスト判定基準表（公団営農用地総合整備事業）

【評価事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標	I 労働生産性が相当程度向上する。	次のいずれかに該当する。 ・水管理の適正化や乾田（畑）化による単収増等の生産性の向上が見込まれる。 ・ほ場条件の改善により農作業の効率化等営農経費の節減が見込まれる。
	II 農地の高度利用が図られる。	計画耕地利用率が当該市町村の平均以上である。
	III 農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	次のいずれかに該当する。 ・農産物の集出荷等にかかる輸送時間が短縮され、流通の合理化が図られる計画となっている。 ・農産物の荷痛みが改善される計画となっている。
事業内容	I 事業費の経済性、効率が十分確保されている。	施設計画の策定や事業費の設定等が妥当であること。
	II コスト縮減について具体的に配慮をした計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。
	III 営農支援体制が整備されている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	IV 関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び受益農家の仮同意が95%以上。

評価の内容	判定基準
事業実施の優先性・緊急性 I 関係機関との協議について基本的事項が確認されている。	道路協議等に係る基本的事項について、関係機関との協議を了している。
II 地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
III 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、合意に達している。
IV 他事業との関連で緊急性がある。	関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要があり緊急性がある。
V 当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置付けがある。
VI 関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	高速交通網等と有機的な連携をとった農畜産物の出荷体制が確立される。